平成２２年（フ）第３０８６号
札幌市中央区南５条西23丁目１番23―201号
債務者　山口　秀美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９０号
札幌市北区篠路７条４丁目１番22号　コーポ田村６号
債務者　柴田　温子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９１号
札幌市北区篠路８条５丁目２番６号　ノースハイム８・５―103号
債務者　柴田　信一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０６号
札幌市中央区南11条西11丁目２番13号　コーポ継207号
債務者　小林　敏幸
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１０８号
札幌市中央区北１条西20丁目２番16―604号
債務者　大堀　信子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１９号
札幌市北区屯田７条12丁目３番13号
債務者　玉田　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２３号
札幌市白石区東札幌１条４丁目２番11号　さかき荘３―201号
債務者　中内　久子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３４号
札幌市中央区南22条西８丁目１番30―405号
債務者　島　　定子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５６号
札幌市豊平区水車町７丁目３番20号　ロイヤルコート水車町Ｂ―106号
債務者　竹内　啓子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４２号
群馬県高崎市大沢町74番地１　県住Ｇ棟152号
債務者　唐澤　利行
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７８８号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘298番地５　村上方
債務者　助川ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０６号
埼玉県入間市大字上藤沢287番地７
債務者　藤本　義弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０７号
埼玉県川越市新宿町５丁目12番地２　ファインドエル２新宿201号室
債務者　森田美津子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７２号
岐阜県恵那市東野1074番地３　コーポラス東雲402号
債務者　水野加代子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４３号
京都府舞鶴市字浜680番地
債務者　玉生　豊博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
京都府舞鶴市字上安580番地府営住宅40号
債務者　吉田　秀美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４６１２号
大阪市西区九条１丁目６番26号丸栄マンション九条302
債務者　山田　敏雄
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部